

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）
 都市計画いなほ工業団地地区地区計画を次のように決定する

名 称		いなほ工業団地地区 地区計画
位 置		金沢市福増町及び中屋町の各一部
面 積		約 15.0h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、金沢市中心部から西方約 6.5km、北陸自動車道金沢西 IC より西南約 1.7km に位置し、金沢外環状道路海側幹線が西側に隣接する交通利便性の優れた地区である。また、東側には中屋川を挟み住居系地区が広がり、南側には石川県鉄工団地が隣接していることから、地区計画を策定することにより、工業系市街地としての適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した快適で潤いのある工業団地の形成を目標とする。
	土地利用の方針	本地区南側に立地する石川県鉄工団地と一体化した工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い、北陸自動車道からの景観や、東側に広がる住居系地区への環境等に配慮した土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、快適で潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。
地区整備計画	建築物等に関する事項 建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) カラオケボックス (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、次のいずれかに該当するものを除く。 ア 幅員 16m以上の道路に面する敷地内のものについては、床面積の合計が 3,000 m ² 以内のもの イ その他の敷地内のものについては、床面積の合計が 1,000 m ² 以内のもの (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる営業の用に供する建築物
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>壁面の位置の制限</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、用水、調整池若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については2m</p> <p>(2) 隣地等境界線については1m</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び屋根面に設置しない。</p> <p>(2) 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。</p> <p>ただし、地盤面からの最低高を3m以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が1m以内のものを除く。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限る。）</p>
	理由	<p>土地区画整理事業により基盤整備がなされた本地区において、近隣の住宅地に配慮し、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。</p>





いなほ工業団地地区 地区計画 計画図

